

柳瀬昇

## 情報通信技術の発達と投票システム改革の可能性

—二〇〇〇年アリゾナ州民主党大統領予備選挙におけるインターネット投票をめぐる法的・政治的議論を通じて—

慶應義塾大学大学院法学研究科内  
『法学政治学論究』第六十一号(二〇〇四年夏季号)刊行会編

柳瀬 昇

## 情報通信技術の発達と投票システム改革の可能性

—二〇〇〇年アリゾナ州民主党大統領予備選挙における

インターネット投票をめぐる法的・政治的議論を通じて—

- 一 選挙における投票環境の向上とインターネット投票の可能性
- 2 詐偽投票を認めない個人認証システムの構築
- 3 電子ネットワーク上の投票の安全性、秘匿性及び完全性の確保
- 4 デジタルデバイドへの対応と補完的投票システムの維持

- (一) インターネット投票とそれに対する差止訴訟の概要
- (二) インターネット投票の実態と分析

- (三) 合衆国におけるインターネット投票をめぐる議論

- (四) インターネット投票の実態と分析

- (五) 合衆国におけるインターネット投票をめぐる議論

- (一) インターネット投票の問題点
- (二) インターネット投票の問題点
- (三) インターネット投票の問題点
- (四) インターネット投票の問題点
- (五) インターネット投票の問題点

## 一 選挙における投票環境の向上とインターネット投票の可能性

二〇〇三年六月に成立した公職選挙法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六九号）により、従前の不在者投票制度は原則として廃止され、新たに期日前投票制度が創設された。「選挙人の投票しやすい環境を整えるため」<sup>(1)</sup>といふのが、本改正の理由である。あわせて、在外投票についても、選挙人が在外公館での投票と郵便投票とを選択できるように改正された。<sup>(2)</sup>

投票機会の拡大ないしは投票環境の向上を企図した近時の主な投票制度改革を挙げれば、投票時間の二時間延長及び不在者投票事由の緩和、在外選挙制度の創設<sup>(3)</sup>、海上投票制度の創設<sup>(4)</sup>があり、今次の改正もその一環に位置づけられるよう。

また、選挙の公正かつ適正な執行を確保しつつ開票事務等の効率化及び迅速化を図るため、二〇〇二年一月から、

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、投票所において選挙人が電磁的記録式投票機を用いて投票を行なうといういわゆる電子投票が認められるようになった<sup>(5)</sup>。そして、同年六月の岡山県新見市の中・市議会議員選挙を皮切りに、電子投票は、すでに全国八市町村で行なわれており、これらに対してもおおむね好意的な論評が多い。<sup>(6)</sup>

現今の情報通信技術をもつてすれば、電子投票を一步進めて、インターネットを利用した投票の実施も技術的には不可能ではない。自宅や職場のコンピュータや携帯電話などのインターネット端末から投票を行なうことができれば、投票コスト<sup>(7)</sup>は著しく減少し、有権者にとっての利便性が大変に向上するといえよう。例えば、松本保美教授は、電子ネットワークを利用した在宅投票システムには、①投票の容易性とそれによる投票率の向上、②投票管理・集計に関する費用の大幅な削減、③迅速で正確な集計と結果の発表という利点があると述べ、その実現に向けて推進すべきである。

あると主張している<sup>(8)</sup>。

インターネット投票については、アメリカ合衆国では、ロースクールに在籍する学生がしばしば好んで論ずる典型的な論題であり<sup>(9)</sup>、政治学だけでなく公法学の見地からの研究の蓄積がある。その一方で、わが国では、現在、インターネット投票について詳述した学術的な論稿は、ほとんどない。

では、わが国において、インターネット投票（remote voting through the Internet: Internet voting）<sup>(10)</sup>を、民主政治の向上につながり、かつ、憲法に適合的な制度として設計することはできるのか。本稿では、二〇〇〇年三月にアメリカ合衆国アリゾナ州の民主党の大統領予備選挙で実験的に行なわれたインターネット投票をめぐる法的・政治的議論を通じて、わが国におけるインターネット投票の可能性について検討することとする。

### 二 アリゾナ州民主党大統領予備選挙における インターネット投票をめぐる議論

#### (一) インターネット投票とそれに対する差止訴訟の概要

二〇〇〇年三月、アリゾナ州民主党大統領予備選挙において、世界で初めてのインターネットを利用した公的な選挙の投票が行なわれた。<sup>(11)</sup>

このアリゾナ州でのインターネット投票は、①有権者登録されたアリゾナ州の民主党員全員に対して、インターネット投票用の個人識別番号（personal identification number: PIN）が郵便で送付される、②インターネット投票を希望する有権者は、インターネット・エクスプローラやネットスケープ・ナビゲーターなどの通常のインターネットプラザソフトを利用してエレクション・ダット・コム社（Election.com）のウェブサイトにアクセスする、③ウェルカムメッ

セージが表示された後、PINを入力し、国籍、年齢、有罪判決を受けていないこと及び他の政党の予備選挙に参加していないことを入力したうえで、本人確認のための複数の質問に回答する、④その回答内容が予め登録されていたものと一致することが確認されると、表示された候補者情報などに従い投票することができます——という過程からなる。投票内容は暗号化され、SSLによって送信されるようになつていた。

この選挙では、投票所でのオンライン投票、投票所以外の場所からのインターネット投票、投票所での投票用紙による投票（パンチカード式による）、郵便投票の四つの方法が選択できるようになつていた。<sup>(20)</sup> 実際の投票日は三月一日（土）であったが、インターネット投票は、その四日前の七日（火）から一〇日（金）まで行なうことができた。さらに、投票日当日も、投票所に投票用のコンピュータが設置され、投票用紙を用いる従来の方法のほかに、オンライン投票が可能であった。<sup>(21)</sup>

このアリゾナ州でのインターネット投票の実施計画に対しても、「誠実な投票プロジェクト（Voting Integrity Project: VIP）」という非営利団体が、ヒスパニック女性及び黒人男性とともに、二〇〇〇年一月、この選挙におけるインターネット投票の実施に対する差止訴訟を提起した。

VIPの主張は、大要、次のとおりである。デジタルディバイドはアリゾナ州に厳然として存在してゐる。インターネットを利用できない有権者は、それを利用できる有権者と比較すると、投票手段が限定されており、また、投票日が四日間短くなる。<sup>(22)</sup> インターネット投票を行なえば、選挙の結果に与える影響力がより大きい階層とより小さい階層とを必然的に生み出すことになる。そして、インターネットを利用できないマイノリティやより貧しい有権者が差別されることになり、選挙における差別を禁じる連邦投票権法（Voting Rights Act of 1964）に違反する。<sup>(23)</sup> われに、これは、新しい技術を利用することができない民族的マイノリティにとっては、実質的に公民権を剝奪する効果があり、人種、肌の色、かつて奴隸であつたことを理由とする選挙権の差別を禁止する合衆国憲法修正第一五条第一

節に反する違憲な制度である。つまり、インターネット投票は「新 millennium 版の識字テスト（new millennium version of the literacy test）」である。<sup>(24)</sup>

しかし、アリゾナ州連邦地方裁判所は、同年一月、憲法問題を十分には判断しないまま、詐証を棄却した。ローゼンブルット（Paul G. Rosenblatt）判事による判決（VIP, Bain, and Bussey v. Fleisher and the Arizona Democratic Party）は、大要、次のとおりである。商務省の報告書によれば、白人のコンピュータ所有率（四六・六%）に比べて、黒人（一一一・一%）やヒスパニック（一五・五%）のコンピュータ所有率は低く、また、インターネットの使用に関しての白人と黒人ないしはヒスパニックとの格差は、一九九七年時点で、一二・五%ないしは一三・五%であり、その格差は次第に広がっている。原告の主張のとおり、このデジタルディバイドという事実によつて、インターネット投票は一見して差別的かつ有害であるようにみえる。もしインターネット投票を行なつた結果、白人有権者の不均衡な投票参加が示されるとすれば、選挙は無効とされるべきかもしれない」といふことは認められる。しかし、審理において、原告は、デジタルディバイドによつて修復不能な害悪が生じるということを立証できなかつた。また、投票所での用紙による投票制度そのものは残つております、インターネットを利用できないマイノリティの選挙権はなんら失われていな。そして、選挙後に当該選挙を無効とすることもできるのであるから、今回については、インターネット投票という制度を認めたうえで、当裁判所及び本訴訟に参加した司法省の監視の下で、今般の選挙は執行されるべきである。<sup>(25)</sup> 原告側が上訴しなかつたため、二〇〇〇年三月、世界で初めてのインターネット投票が実現されたこととなつた。

## 〔二〕 インターネット投票の実態と分析

この選挙において、実際に投票所以外でのインターネット投票を利用したのは、三万五七六八人で、投票者全体の四一・二%であった。一方、投票所でのオンライン投票を行なつたのは四一七四人（四・八%）、従来どおりの投票所

での投票用紙を用いての投票を行なったのは一万四二一七人（一六・三%）、郵便投票を行なったのは三万二七四八人（三七・七%）であった。<sup>(32)</sup>

ソローハ（Frederic I. Solop）の研究によれば、収入や最終学歴の高い者ほどインターネット投票を行なう傾向が見られ、また、年齢<sup>(33)</sup>や思想傾向<sup>(34)</sup>とインターネット投票の利用率との間には相関関係がある。

ギブソン（Rachel Gibson）の研究によれば、アリゾナ州内で平均所得額が少なく白人の人口割合が低いアパッチ（Apache）カウンティ、ラパス（La Paz）カウンティ及びナバホ（Navajo）カウンティでは、インターネットでの投票率（特に、投票所以外でのそれ）は低い。また、所得とインターネットでの投票率との間には正の相関があり、また、人種とインターネット投票との間にも相関関係が見られる。<sup>(35)</sup>

なお、アリゾナ州で行なわれたダン（Robert S. Done）による世論調査でも、所得、教育水準及び人種とインターネット投票の志向性との間に相関関係が見られる。具体的には、インターネット投票の実施について、人種では、白人に賛成が多く（四一・八%）、ヒスパニックとアジア系ではわずかに賛成が反対よりも多いが、黒人には圧倒的に反対が多い（五〇・〇%）。教育水準では、小学校卒で賛成が著しく少なく（二五・〇%）、大学卒で賛成が多い（四三・五%）。また、所得では、高所得者に賛成が多く、低所得者に反対が多いという正の相関がある。<sup>(36)</sup>

結果として、二〇〇〇年の予備選挙では、八万六九〇七人の選挙人が投票を行ない、一九九六年の選挙の一萬二八八四人よりも六・七倍に増加した。<sup>(37)</sup> そして、そのうち約四万人が、前回の選挙では認められていなかつた投票所でのオンライン投票または投票所以外でのインターネット投票を行なつた。しかしながら、投票所での用紙による投票も一五六六人増え、また、前回の選挙でも認められていた郵便投票も三万二五一五人増えていることから、全体を通じてみれば、インターネット投票の実施と投票数の増加との間には因果関係があるとはいえない。

### 三 合衆国におけるインターネット投票をめぐる議論

合衆国では、前章で述べたアリゾナ州の大統領予備選挙での実験のほかにも、二〇〇〇年一月の大統領選挙で国防総省主導のインターネット投票の実験などが行なわれている。<sup>(40)</sup> また、インターネット投票をめぐっては、国、州、民間団体あるいは研究者などが研究をまとめている。本章では、その研究の代表的なものを挙げ、合衆国で議論されているインターネット投票の長所と問題点を敷衍することとする。

#### (一) 推進論

アリゾナ大学の助教授であるダンは、プライスウォーターハウスコープス社（PricewaterhouseCoopers）の研究助成を受けて『インターネット投票——デスクトップから選挙を（INTERNET VOTING: BRINGING ELECTIONS TO THE DESKTOP）』と題する報告書を作成した。これは、二〇〇〇年アリゾナ州民主党大統領予備選挙をもとに、インターネット投票をめぐる諸問題について、全面的に推進する立場からまとめたものである。

ダンは、インターネット投票の利点として、次の二点を挙げている。

一つは、投票所ではなく自宅や職場のコンピュータからインターネットによって投票できるようになれば、投票がより容易になり、投票数の増加が見込まれるということである。<sup>(41)</sup> もう一つは、効率性と有効性の増進である。ダンによれば、インターネット投票は、従来型の投票方式の問題点を克服したものである。<sup>(42)</sup> 公務員の選任投票だけではなく罷免投票も容易に行なうことができるようになり、頻繁に投票を行なうようになれば有権者に対して公務員がより応答的になり、民主政治過程が向上する。<sup>(43)</sup> そして、従来は、選挙人は、投票日に仕事があれば、投票するにはその仕事

を休まなければならなかつたが、インターネット投票の実現により、仕事の合間に投票を行なえるようになり、各人の業務の生産性を向上させることができる。<sup>(45)</sup>さらに、投票用紙を用意する必要がなくなり、また、選挙人が投票所まで自動車を運転する必要がなくなるので、紙資源や化石燃料を節約でき、地球環境の悪化の防止にも資する。<sup>(46)</sup>つまり、インターネット投票は、時間、費用及び自然資源の節約につながるとダンは主張する。

## (二) 慎重論

カリフォルニア州州務長官のジョーンズ (Bill Jones) の諮問機関であるインターネット投票タスクフォース (California Internet Voting Task Force) は、11000年1月にまとめた報告書の中で、インターネット投票について、実現すればこれまで投票を行なわなかつた有権者の参加によって投票数の増加が期待できるであろうと予想している。<sup>(47)</sup>しかし、選挙人の本人認証などの技術的な問題から、現時点での実現を急ぐのではなく、段階的な試行を行なつたうえで、実現に向けての検討をすべきだと主張している。<sup>(48)</sup>

このタスクフォースは、「インターネット投票を「投票人が、インターネットによって、安全かつ秘密に投票を行なうことのできる投票プロセス」と定義したうえで、第三者立会いの下での電子投票機器の使用という第一段階と、遠隔地からのインターネット投票という第二段階とに分けて検討している。第一段階は、①指定された投票所でのオンライン投票と、②任意の投票所でのオンライン投票とに、第二段階は、③カウンティのコンピュータまたはキオスク端末からのインターネット投票と、④インターネットに接続している任意のコンピュータからのインターネット投票とに細別できる。<sup>(49)</sup>

この報告書では、各段階における受益者、長所、実施方法、問題点、具体的な制度設計案が詳述されているが、投票所以外でのインターネット投票（第一段階）を実現するには、確実な個人認証システムを構築すること、投票時に

政治広告を同時に表示させないこと<sup>(50)</sup>、個人の所有するインターネット端末の脆弱性を克服すること<sup>(51)</sup>、ハードウェアやソフトウェアの製造者及びインターネットサービスプロバイダの協力が必要であること<sup>(52)</sup>、サポートシステムを構築しなければならないこと<sup>(53)</sup>、第三者の所有するインターネット端末から投票する際の安全性等を確保すること<sup>(54)</sup>、そして、インターネット端末が第三者に監視や操作されないようにすることなど<sup>(55)</sup>といった問題があることも指摘されている。

また、11001年3月に公表されたインターネット政策研究所 (Internet Policy Institute: IPI) の報告書では、投票所におけるオンライン投票は導入すべきであり、公的機関等でのキオスク端末でのオンライン投票も検討されるべきであるが、任意のコンピュータからのインターネット投票は、投票の完全性に関する重大な危険があり、技術的問題と社会科学的問題が克服されるまでは、公的な選挙において使用すべきではないと提言している。<sup>(56)</sup>なお、この報告書は、一九九九年に、当時の合衆国大統領であったクリントン (William J. Clinton) が国立科学財団 (National Science Foundation: NSF) に調査研究を命じ、NSFがIPIに研究を委託したものである。

このほかにも、前述のとおり、インターネット投票をめぐつて、さまざまなもので研究がまとめられているが<sup>(57)</sup>、その多くは、投票所でのオンライン投票は導入すべきであるとしても、投票所以外からのインターネット投票は時期尚早であるとしている。

## (三) 小括

本章では、合衆国で実際に行なわれたインターネット投票とその差止訴訟の概要及びインターネット投票に関するいくつかの先行研究を概観した。前節までで、合衆国では、現実にインターネット投票が実験的に実施されたものの、その是非については議論が分かれているということが明らかになつた。

さて、ここでは、これまでの議論をもとに、インターネット投票を導入することによつて期待される効果を3点に

要約しておくこととする。

第一に、選挙人は投票日に実際に投票所に出向かなくて済むようになる。投票所へ足を運ぶことが困難な妊婦、傷病者、高齢者あるいは障害者にとっては、自宅や病院等の施設での投票が可能となり、郵便投票<sup>(58)</sup>と同様の投票機会の拡大効果があるといえる。投票日に投票以外の用事があり投票所に足を運ぶことが困難な者や、長期間遠隔地に出張している者にとっても、投票日以外の日に投票所以外の場所から投票が可能となる。もつとも、これは、すでに多くの場合認められている不在者投票 (absentee vote) や期日前投票 (early vote) を利用するか、または、投票所を複数設置することによつても同様の効果が得られるであろう。

第二に、インターネット投票のためのサイトを簡素化し操作が容易なものになれば、従前の用紙による投票の際に見られるような誤った投票、不完全な投票、あるいは無効な投票が減少し、投票結果に選挙人の意思が正確に反映されるようになる。<sup>(59)</sup>ただし、これは、電子投票機による投票であれば、インターネットに接続しない場合であつても同様の効果が得られる。その一方で、コンピュータの誤操作や誤作動という新たな問題が起ころうることも看過できない。

第三に、選挙管理者にとつては、インターネット投票システムの設計、構築、維持及び照会への対応などを除けば、投票開票事務が大幅に効率化するようになる。インターネット投票を完全実施すれば、投票所の設置、投票への立会い、そして、開票作業がほぼ不要となる。<sup>(60)</sup>これは、インターネットに接続しない電子投票によつてもある程度の効果が見られるものの、インターネット投票が実現すれば、さらなる効果が見込まれるであろう。

そのほかに、投票用紙を用意する必要がなくなり、また、選挙人が投票所まで自動車を運転する必要がなくなるため、紙資源や化石資源が節約でき、<sup>(61)</sup>地球環境への負荷が軽減するなどという間接的効果を主張する意見もあるが、これは本質的問題ではない。

では、インターネット投票に以上のようないい長所があるとしても、それを上回るような問題点や、民主主義的制度として致命的な欠陥があるとすれば、インターネット投票を導入することは妥当ではないということになるだろう。そこで、インターネット投票を日本で実施するとすればどのような問題点があるのかを、章を改めて議論することとする。

## 四 わが国におけるインターネット投票の可能性

### (一) わが国における議論の背景

総務省の「電子機器利用による選挙システム研究会」(以下、本節において、単に「研究会」という)が二〇〇一年二月にまとめた報告書では、投票所及び開票所において電子投票機を単体として導入する第一段階の電子投票、各投票所等に導入される電子投票機を専用回線によりネットワーク化する第二段階の電子投票、投票所での投票を義務づけず、個人の所有するコンピュータ端末を用いて投票する第三段階の電子投票とに分けて、検討がなされている。そして、前述のとおり、第一段階での電子投票は、すでに実現している。

第二段階の実現については、報告書は、「今後、住民基本台帳ネットワークや総合行政ネットワークなどが構築され運用される状況を見たうえで、費用対効果も考慮しながら検討すべき課題である」としている。研究会の座長を務めた田中宗孝教授は、第二段階について「可能な範囲から段階的な実現が順次試みられてもよいのではないかと考える」と述べている。

本稿で検討しているインターネット投票は、報告書にいう第三段階の電子投票を指すが、研究会は、セキュリティ

や情報格差の問題、個人の認証の問題、自由な意思による投票環境や投票の秘密の保護の問題などがあるとの理由から、検討には相当な困難があると述べている。<sup>(65)</sup>

研究会では、第二・第三段階の電子投票には解決困難な問題があるため、第一段階の電子投票のみを検討の対象とするとしているが、本稿では、次節以降において、報告書では議論されていない点をも含めて、インターネット投票の問題点について検討することとする。

## (二) インターネット投票の問題点

私は、インターネット投票の実現には、わが国では、少なくとも以下の四つの克服すべき課題があると考える。

### 1 詐偽投票を認めない個人認証システムの構築

選挙は、原則として、選挙人本人が行なわなければならないので、インターネット投票の実現のためには、電子ネットワーク上で本人を確実に認証するシステムの構築が必要となる。

電子ネットワーク上の個人認証には、個人識別番号や公開鍵（非対称鍵）暗号<sup>(66)</sup>による方法などが考えられ、それはすでに電子商取引や国の事務等のオンライン申請・届出において実用化されている。ただし、個人識別番号等を選挙人本人にどのように伝達するかは、依然として問題として残る。電子メールによって個人識別番号等を送付することは、後述するように、ネットワークの安全性を考えると採用し得ない。郵便で送付するという方法もあるが、この場合、送付された個人識別番号を同居人が窃取する危険性もある。

現在の投票所における入場券と選挙人名簿との対照による本人確認の方法が適切であるかどうかは別論であるが、同一人が複数回投票することを防ぐことができ、選挙人の年齢や性別をおよそ確認することができるという点では、現行制度は肯定的に評価できる。その一方で、インターネット投票では、投票管理者は、実際に投票した者の年齢や

性別すら確認することもできない。当然のことながら、実際に選挙人本人が投票をしたかどうかが確認できなければ、詐偽投票を防止することは困難であろう。

### 2 電子ネットワーク上の投票の安全性、秘匿性及び完全性の確保

既存の通常の電子ネットワークを利用してインターネット投票を行なうとすれば、ネットワーク上で投票情報が盗み見されたり、書き換えられる危険性がある。あるいは、たとえ暗号化された投票情報が解読されなくとも、それが消去されるおそれもある。

また、合衆国での研究でもしばしば指摘されているように、個人のインターネット端末が利用されれば、それが「トロイの木馬」やコンピュータウイルス等の不正プログラムに罹患していただために、選挙人の意思どおりに正しく投票できなかつたり、あるいは、投票システム全体に悪影響が及ぶ危険性もある。

さらに、投票日（ないしは投票期間）の終盤などには投票が集中し、投票用ウェブサイトにアクセスが殺到するため、投票用ウェブサイトの置かれてるサーバーがダウンするおそれもある。電子ネットワークの機能を麻痺させることを目的に、サーバーに対して処理能力を超える多数の要求を行なうという、いわゆる「DoS (Denial of Service) 攻撃」を受ける危険性もある。

国内外の政府機関や企業のホームページが特定のメッセージを表示させるよう不正に書き換えられたり、あるいは、代表的な基本ソフトにセキュリティホールが発見され、それを奇禍としてコンピュータウイルスが世界規模で蔓延するなど、「サイバーテロ」とも呼ばれるコンピュータ犯罪は絶えない。公的な選挙の投票にインターネットが利用されるとあれば、ハッカーと呼ばれる悪意のある者が、選挙の執行を混乱させたり、選挙の結果を歪めようとすることも考えられる。

インターネット投票を実現するためには、以上のような危険を回避すべく、電子ネットワーク上で投票の安全性

(security)、秘匿性 (secrecy) 及び完全性 (integrity) が十分に確保される必要がある。

### 3 デジタルディバイドへの対応と補完的投票システムの維持

前章で述べた合衆国での裁判例を中心となつた争点は、いわゆるデジタルディバイドの問題であった。

すべての有権者がコンピュータや携帯電話によってインターネットを使用できる環境は、少なくとも現時点では整備されていない。<sup>(65)</sup> また、年齢、性別、教育水準、職業、収入、居住している地域などのさまざまな個人的要因により、インターネットに接続可能な電子機器へのアクセスibilityには差異がある。そして、インターネット端末を所有しているとしても、基本ソフトやインターネットプラウザソフトのバージョンが古かつたり、使用する回線が高速ではないために、インターネット投票システムに対応できない場合も想定しうる。

したがつて、インターネット投票を行なう以上は、投票所や官公庁舎などの公共施設に、キオスク端末を設置し、インターネットに容易に接続できない有権者のインターネット投票を支援することが求められる。

その一方で、選挙に際してインターネットによる投票を希望しない有権者にも、実質的な投票機会が確保されなければならないので、インターネット投票が行なわれるとしても、投票用紙による投票システムは補充的に維持されなければならないと考える。

### 4 投票の自由と投票の秘密の保障

近代選挙法の基本原則として、普通選挙、平等選挙、自由選挙、秘密選挙及び直接選挙の五つが一般的に挙げられ、日本国憲法も選挙に関する諸原則としてこれらを構想していると解されている。<sup>(66)</sup> この近代選挙法の諸原則を考えると、インターネット投票を制度設計するにあたっては、自由選挙と秘密選挙の原則をいかに保障するかが問題となる。投票所以外の任意の場所、例えば、自宅や職場のパソコンや携帯電話からも可能なインターネット投票というシステムにおいては、選挙人自らが投票するとしても、他者から脅迫されて、あるいは、他者の監視の下に、特定の候補者への投票を強要されるおそれがある。また、インターネット投票システムを起動する際の個人識別番号等を有償ないし無償で譲渡する者や、他人の個人識別番号等を窃取し濫用する者がいるおそれも考えられる。<sup>(67)</sup>

思うに、第三者の立会いのない場所での投票では、選挙人の自由な意思による投票と投票内容の秘匿を完全に保障するような制度設計を行なうことは、著しく困難であろう。先に挙げた田中教授は、選挙人の自由意思の制約を「制度的に防止する方策を講じることはおそらく不可能であろう」と述べたうえで、この問題が解決されない限りインターネット投票は「実現することはあつてはならないと考える」と断言している。いかにして投票の自由と秘密を確保するかが、インターネット投票を実現するための制度設計上の最大の課題といえよう。<sup>(68)</sup>

### (三) 熟慮と討議の民主主義理論とインターネット投票

有権者の投票機会を最大限に保障するために、期日前投票、在外投票及び代理投票等の制度を設けていたのが国において、前章第三節で述べたように、インターネット投票に固有の投票機会拡張効果はない。強いて言えば、カリフオルニア州のインターネット投票タスクフォースが指摘する、これまで投票を煩瑣と感じ選挙に費やす時間や労力を惜しんできたような有権者の投票参加が促進されるということが、その固有の効果である。

その一方で、前節で述べたように、インターネット投票の実現には、①詐偽投票を認めない個人認証システムの構築、②電子ネットワーク上の投票の安全性、秘匿性及び完全性の確保、③デジタルディバイドへの対応と補完的投票システムの維持、④投票の自由と投票の秘密の保障の問題など、克服しなければ公正な選挙が成り立ち得ない問題が存在すると私は考える。

もつとも、①及び②は技術的な問題であり、情報通信技術のさらなる発達により解決できるかもしれないし、③のデジタルディバイドは社会的な問題であり、インターネット投票の可否とは関わりなく、解消が求められる問題であろ

う。

最大の問題は、④である。憲法上の諸原則に適合的なインターネット投票の制度設計は著しく困難である。これを克服してはじめてインターネット投票の実施が正当なものといえるであろうが、さらにもう一つ重要な問題があると私は考える。それは、投票の質の問題<sup>(76)</sup>である。

民主主義国家における公職の選挙において、選挙人は、候補者やその所属政党等の掲げる政策やその個人的特性などを総合的に十分に考慮して、一票を投げるべきであるということが規範的に求められる。<sup>(77)</sup>もちろん、選挙における投票が選挙人の意思を等しく議席に転換するシステムである以上、投票にあたって熟慮された一票もそうでない一票も等価値として扱われており、また、そのように扱われるべきである。しかしながら、投票の真摯性の規範的要請を否定する民主主義理論は、おそらくないであろう。そして、近年、特に注目されている熟慮と討議の民主主義理論<sup>(78)</sup> (deliberative democracy) は、この投票の真摯性を強く要請するものである。

熟慮と討議の民主主義理論とは、大要、次のようなものである。すなわち、「熟慮と討議の民主主義の概念は、民主的な結社の直覚的な理念に根ざしたものであり、その結社の諸条件の正当化は、平等な市民間での公共的な議論と理由づけを通じて行なわれる。市民は、このような秩序の中で、公共的な理由づけを通じて集合的選択をすべき問題の解決への関与を分担し、そして、自分たちの基礎的制度を、それが自由で公共的な熟慮と討議の枠組みを確立する限りで、正統なものとみなすのである」<sup>(79)</sup>。

インターネット投票の実施は、この熟慮と討議の民主主義理論の観点からは、否定的な評価が示されるのではないと私は考える。すなわち、投票があまりにも容易になりすぎるために、選挙人は、候補者等の掲げる政策やその個人的特性などについて十分に吟味せずに、安易な投票を行なうおそれがある。ハーバード大学及びロヨラ大学のロー・スクールで客員教授を務めるナックルビ (John T. Nockleby) は、「インターネット投票は、熟慮と討議の民主政治を

どのように増進し、あるいはどのように影響を与えるか」という命題に対し、インターネット投票が熟慮や討議を増進する点はほとんどなく、「投票参加は増加するであろうが、これらの技術は、熟慮や議論による十分な情報に基づく判断を必要とする重要な問題に対して我々がよりよい決定を行なうのには役立たないであろう」と述べている。つまり、「容易さや単純さゆえに、(インターネットを利用した) この投票方法は、直ちに、一時の感情にかられた衝動的な投票などといった、十分な情報に基づかない非熟慮的な意思決定 (uninformed, nondeliberative decision-making) をもたらす」のである。

このような熟慮と討議の民主主義理論からのインターネット投票への批判に対しでは、①より多くの者が投票に参加することが見込まれるのであれば、投票の質などといった計量的に測りがたい因子を捨象しても、インターネット投票を導入すべきである、②そもそも現在の投票システムにおいても、選挙人が熟慮しながら投票を行なっていることを立証しがたい以上、投票の質を問題とすべきではないなどと反論することも可能であろう。

しかしながら、これらに対しでは、さらに次のように反駁することができる。

第一に、質を一切問わずに参加の量を重視するのであれば、強制投票制度を採用することも検討しうる。しかし、わが国において強制投票を採用していないのは、投票に参加する権利と同様に参加しない権利をも保障されるべきであるという立論だけではなく、意欲をもつてなされた任意の投票こそが、健全な民主主義社会を構成するという発想があるからであろう。

第二に、たしかに、現状で選挙人が投票に際して熟慮しているかいなかは証明が困難であるが、かりに現在の投票システムの下でも熟慮度の低い投票がなされているという前提に立つとしても、投票が容易になればなるほど、熟慮度の低い投票が増加するということはいえるのではなかろうか。

## 五 情報通信技術の発達による政治システムの改革の方向性

情報通信技術の発達は、民主主義的政治制度の変革にも大きく影響を与える。わが国では、内閣に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）が設置され、電子政府の構築のためにさまざまな施策を展開している。例えば、国や地方公共団体の行政機関は、積極的に情報をウェブサイト上に公開している。情報公開は、単に行政機関の説明責任の履行という文脈のみでとらえられるべきではなく、参政権的意義をもつ国民の知る権利に奉ずるものと理解すれば、このようなウェブサイト上の行政機関の情報公開の民主主義的意義は、きわめて大きい。

また、選挙に際して、多くの候補者や政党によってウェブサイトが開設され<sup>(88)</sup>、争点投票を支援するためのウェブサイトが実験的に構築されるなど、インターネットは、今後、有権者が投票する際の判断材料を提示する格好のメディアになるかもしれない<sup>(89)</sup>。

11003年1月、フィッシュキン（James S. Fishkin）<sup>(90)</sup>は、インターネットを利用した討論型世論調査（deliberative opinion poll）を実験した<sup>(91)</sup>。このようにインターネットに代表される新しい情報通信技術を用いれば、モ里斯（Dick Morris）の主張するような単純な直接民主政をはるかに超える複雑な政治システムの制度設計が可能である。サンステイン（Cass Sunstein）が主張するように、「より民主主義的制度とは、単に、都合よく集められた個人の意見のスナップショットではなく、十分な情報に基づき熟考した決定を確保しようとする」と<sup>(92)</sup>あるとすれば、インターネットを活用して公共的討議のためのフォーラムを構築することは、きわめて有益であるといえよう。

その一方で、本稿で論じてきたように、技術的、社会的、法的及び政治的な課題が残されている以上、インターネット投票の実現には、なおも慎重な検討が必要であると考える。人類の科学の発展の原動力は、利便性の飽くなき探

求心にあるとしても、利便性を追求するあまりに、民主主義的政治制度を歪曲化させたり、人権保障を後退させるようなことはあってはならないのである。

- (1) 公職選挙法の一部を改正する法律（平成15年法律第六九号）の法案提出理由。従前の不在者投票では、選挙人が投票用紙を二重の封筒に封入し、外封筒に自筆で署名したうえで、不在者投票管理者に提出しなければならず、封筒への署名により選挙人の投票の秘密が侵害されるのではないかと懸念する向きがあつたが、投票日前においても投票日同様に投票を行なうことができるようによることによって、このような選挙人の精神的負担と、不在者投票の受理・不受理の決定に関する選挙管理者の事務の負担の軽減を図った。あわせて、期日前投票を電子投票で行なうことができるよう、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行なう投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第一四七号）。以下、「電子投票法」というも改正された（公職選挙法の一部を改正する法律（平成15年法律第六九号）附則第九条による電子投票法第三条）。これは、これまでの電子投票法に基づく電子投票では、不在者投票については電子投票が認められなかつたため、投票の開票事務全体の効率化・迅速化が図れないという問題点が指摘されていたためである（田中宗孝「電子投票システム導入の意義と課題」議会政治研究六四号（11001年）五六頁、中島孝「新見市における電子投票の概要について」選挙五五巻一〇号（11001年）一一頁、森源二「地方選挙における電子投票について」議会政治研究六四号六七頁、吉田彰「初の電子投票条例を制定した新見市議会」議会政治研究六四号七六頁）。11001年六月に岡山県新見市で行なわれた電子投票では、当日の電子投票分の開票作業に要した時間は二五分（前々回の市長・市議同日選挙では四時間二五分を要した）であったが、従来どおりの方法による不在者投票の開票に二時間五分を費やしたという（中島前掲同頁、森前掲同頁、吉田前掲七四頁）。その一方で、期日前投票にも電子投票を実施した11004年一月の青森県六戸町の町長選挙では、全投票の開票にかかる時間は、わずか二三分であつたという（読売新聞11004年1月22日朝刊）。
- (2) 日本国に居住していた市町村の選挙管理委員会に登録している海外に居住する有権者は、在外公館に直接出向いて投票し（帰國投票も可能である）、例外的に、在外公館が投票事務を行なわない国に居住している場合や、在外公館から遠い場所や危険地域に居住する者についてのみ、投票用紙を日本国内の選挙管理委員会に請求し、記入したうえで、それを返送するという郵便投票が認められていた（平成15年法律第六九号による改正前の公職選挙法第四九条の二）。本改正は、在

外選挙人の投票機会の拡大を図るため、選挙人が在外公館での投票と郵便投票とを選択できるようになったものである。

(3) 投票所は、従前は午後六時に閉じられていたが、公職選挙法の一部を改正する法律(平成九年法律第一二七号)により、午後八時に閉じられることになった(公職選挙法第四〇条)。ただし、市町村の選挙管理委員会は、投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合は投票に支障をきたさないと認められる特別の事情のある場合、投票所の開閉時間を繰り上げまたは繰り下げることができる(同法同条ただし書き)。実際には、11003年1月に行なわれた第四三回衆議院議員総選挙において、全国の約二割の投票所が開場時間を繰り上げていたという(読売新聞11003年1月四日夕刊、朝日新聞11003年1月八日夕刊)。

(4) 公職選挙法の一部を改正する法律(平成九年法律第一二七号)により、不在者投票事由について、選挙人が投票日に投票できないかどうかを不在者投票管理者側が判断するという従前の方針を改め、投票日の投票が困難である旨を選挙人が宣誓した場合、不在者投票が認められることになった。なお、この改正により、「職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること」、「用務(前号の総務省令で定めるものを除く)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること」、「疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は監獄、少年院若しくは婦人補導院に収容中されていること」、「交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること」又は当該地域に滞在をすること」及び「その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住中をしていること」の五事項が不在者投票事由として定められたが(平成一五年法律第六九号による改正前の公職選挙法第四九条第一項)、現行の期日前投票事由も、この不在者投票事由を踏襲している(公職選挙法第四八条の二)。

(5) 公職選挙法の一部を改正する法律(平成一〇年法律第四七号)による。在外投票制度については、前掲注(2)参照。

(6) 公職選挙法の一部を改正する法律(平成一一年法律第一一一一号)による。洋上投票とは、遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗つてわが国以外の区域を航海する船員たる選挙人に對し、あらかじめ投票送信用紙を交付し、その船舶等の中で投票の記載をし、ファクシミリ装置を用いて市町村選挙管理委員会の委員長に送信する方法による不在者投票制度をいう(公職選挙法第四九条四項)。

(7) 電子投票法第三条。なお、投票に用いる電磁的記録式投票機は、電気通信回線に接続してはならないとされてる(同法第四条二項)。

(8) 11004年1月1日現在。

- (9) 例えば、田中宗孝「[電子投票時代]の幕開け」選挙五五巻10号(11001年)1頁、村田拓司「これからどうなる、日本の電子投票のアクセシビリティ」ショーリスト111号(11003年)11頁など。また、新見市における電子投票に関して、総務省が選挙の当日に選挙権を有した新見市民に対しても郵送による調査を実施したところ、電子投票の導入について、七六・五%が「賛成」または「どちらかといふと賛成」と回答したところ(出口和宏「岡山県新見市における電子投票の実施について」の概要)選挙時報五一巻五一六号(11003年)10頁)。
- (10) いじでいう投票コストとは、ダウニン(Anthony Downs)が投票参加の要因の一つとして挙げた有権者が投票に参加するために必要なコストを指す(Anthony Downs, AN ECONOMIC THEORY OF DEMOCRACY, Harper & Row Publishers, 1957, p. 265(古田精司訳「民主主義の経済理論」(成文堂)、1980年)117頁)、小林良彰「選挙・投票行動」(東京大学出版会、11000年)7頁、なお、蒲島郁夫「政治参加」(東京大学出版会、1988年)118頁も参照された)。
- (11) 松本保美『理論とテクノロジーに裏付けられた新しい選挙制度』(11003年、木鐸社)119頁。
- (12) 最近公開された論文を挙げれば、Pamela A. Stone, *Electronic Ballot Boxes: Legal Obstacles to Voting Over the Internet*, McGRAW LAW REVIEW 29, 1998, pp. 953-83; Kristen E. Larson, *Cast Your Ballot.com: Fulfill Your Civic Duty over the Internet*, WILLIAM MITCHELL LAW REVIEW, 27, 2001, pp. 1797-824; Michael O. Walker, "Don't Show Them Where to Click and Vote: An Assessment of Electioneering Law in the United States as a Consideration in Implementing Internet Voting Regimes", KENTUCKY LAW JOURNAL, 91, 2002, pp. 715-69; Allison A. Stacker, *Cyber-Elections and the Minority Voter's Response*, NORTH CAROLINA JOURNAL OF LAW & TECHNOLOGY, 4, 2003, pp. 475-97などがある。
- (13) 本稿におけるインターネット投票とは、自宅や職場のパソコンや携帯電話などのインターネット端末を利用して、議員や地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における投票または住民投票などの公的な投票行為を行なうことをいう。
- (14) なお、今回のアリゾナ州での試みは、有権者登録と投票という二つの過程にインターネットを活用したものである。合衆国では、ノースダコタ州以外では、投票を行なうにあたって、原則として積極的な有権者登録が必要であるが、日本では、満20歳に達した日本国民に対して自動的に選挙権が付与されるため(選挙人名簿職権登録主義、公職選挙法第九条)、有権者登録という過程を検討する必要はない。したがって、インターネットによる有権者登録については、日本での議論にはあまり参考にはならないため、本稿では、詳述しない。
- (15) あわせて、郵便投票の申請用紙も同封された(Frederic I. Solop, *Digital Democracy Comes of Age: Internet Voting*

and the 2000 Arizona Democratic Primary Election, PS: POLITICAL SCIENCE AND POLITICS, 34, 2001, p. 290)°

(16) ハッカム・シル・ペー社は「一九九九年に創立されたインターネット選挙や選舉を実行する企業」、メニカ科学振興協会 (American Association for the Advancement of Science)'、民主制全国懇親会 (Democratic National Committee)'、電気電子技術者連盟 (Institute of Electrical and Electronics Engineers: IEEE)'、シエラ(Club) など、多くのインターネット選挙で実績があつた。

(17) 例へば、農田や社会保護組合など。

(18) セーフ (Secure Sockets Layer) など、ネットワーク・ツリー・リケーブル社 (Netscape Communications) が開発したインターネット安全な通信を行なうための暗号通信プロトコルである。インターネットを利用した行政手続きや電子商取引等では、比較的容易に利用できるのがおこなわれる。また、松本勉「デジタル文書のセキュリティと暗号」(ナリバード社、111頁) (110頁) 1110頁を参照。

(19) Robert S. Done, INTERNET VOTING: BRINGING ELECTIONS TO THE DESKTOP, PricewaterhouseCoopers Endowment for the Business of Government, 2002, pp. 7-8.

(20) Rachel Gibson, *Elections Online: Assessing Internet Voting in Light of the Arizona Democratic Primary*, POLITICAL SCIENCE QUARTERLY, 116, 2002, pp. 574-75.

(21) Solop, *supra* note (15). ただし、投票口前田は、投票所以外からのインターネット投票はできない (*ibid.*)°

(22) Gibson, *supra* note (20), p. 580.

(23) 挑戦権法は、人種、肌の色または階級を理由として、もしくは識字テスト等を実施しての成績によって選挙権を差別的に取り扱へる事を禁止してゐる (42 U.S.C. § 1973(a))°

(24) Gibson, *supra* note (20), pp. 577-78.

(25) Done, *supra* note (19), p. 7.

(26) Gore rolls up delegates in unique Arizona Internet primary, CNN.com news, Mar. 12, 2000.

(27) No. CIV 000109 Phx. Pgr (D. Ariz.) (2000). たゞ、この訴訟は LexisNexis 社の Lexis.com 未登載である (110〇頁)。

(28) U. S. Department of Commerce, FALLING THROUGH THE NET: DEFINING THE DIGITAL DIVIDE, 1999. その報告書は、http://www.ustcc.org/divide/divide.htm を参照。

タルディバイズを「新しい科学技術はアカデミック者とそうでない者の格差」の定義し、これが現在のアメリカ合衆国における経済と人権に関する主要な問題の一つである位置づけてゐる (*ibid.* p. xiii)°

(29) 選挙権侵害に関する裁判には、同法長官が訴訟参加するなどした (ibid.)°

(30) Gibson, *supra* note (20), p. 578.

(31) なお、V-E-R-Dは、最初、アリゾナ州第九巡回区控訴裁判所の上訴も検討してみたようであるが、アリゾナ州の有権者の混乱を避けるためと、上訴を断念した。V-E-R-Dの会長フィリップス (Deborah M. Phillips) は、「V-E-R-Dは、アリゾナ州の有権者が透明かつ公正な選挙が保障されるといふことを、アリゾナ州におけるマイノリティの選挙権の問題は、大変に重要であるので、おかしいといふべきだ。」と述べ、今後も投票におけるV-E-R-Dの問題を取り組む意欲を示している (SecurePoll.com 管理者ページ VIP Will Not Appeal Judge's Decision in Arizona Case (Mar. 3, 2000) 参照)°

(32) Done, *supra* note (19), p. 8; Solop, *supra* note (15). たゞ、いわゆる統計よりこの部門の数値をもとめ (Gibson, *supra* note (20), p. 575; Ben White, *Online Balloting: A Question of Fairness*, WASHINGTON POST, Mar. 19, 2000, p.A9)°

(33) Solop, *supra* note (15), p. 291.

(34) 11歳から15歳までの層 (四四%) が続々、最も少なかつたのが六六歳以上の層 (一一%) であった (*ibid.*)° 単純に増加しているわけではなく、点が興味深い。このような分布になつたのは、一般的に、低年齢層はそもそも政治に対する関心が低く、また、高年齢層はインターネットの利用率が低いことが理由であると思われる。

(35) コミュニティ層の五四%、中間層の四五%、保守層の三九%がインターネットによる投票を行なつたところ (*ibid.*)° そのほかは、アリゾナ州では、他の状況が同じであれど、統計的、(2) 誰でも、(3) 住人でもなく、(4) 米議員でもなく、(5) 地元住民でもなく、あまりインターネット投票を行なはなかつたところ (*ibid.*)° (R. Michael Alvarez and Jonathan Nagler) の著者 (R. Michael Alvarez and Jonathan Nagler, *The Likely Consequences of Internet Voting for Political Representation*, LOYOLA OF LOS ANGELES LAW REVIEW, 34, 2001, pp. 1145-47)°

(36) アリゾナ州の一五のカウンティのインターネット投票率は、平均所得額と人口の人口割合が最も低いアバランチカウントイガ一四位、平均所得額が次に低いバースカウンティ (人口割合は一一位) が一五位であった (Gibson, *supra* note (20), p. 575)°

note (20), p. 579)°

(37) Done, *supra* note (19), p. 12. なお、全体について 11・11%が賛成、118・11%が反対、19・5%がわからなかった回答。→レフ (ibid.)。

(38) Done, *supra* note (19), p. 8. たゞ、有権者登録者数に占める実際の投票率は 10・5% であった。例年（例えば、一九九六年の予備選挙では 111・5% であった）と比較するに難しくなる (Alvarez and Nagler, *supra* note (35), pp. 1139-40)。おもむく、例年、11000 年の場合、アラバマ州民主党の予備選挙の投票回数がやや多いに勝負が決していたりむる理由として考えられる。

(39) Done, *supra* note (19), p. 8.

(40) 国防総省は、インターネット投票実験プロジェクト (Voting Over The Internet Pilot Project) として、海外で任務に就く軍人（陸軍、海軍、空軍、海兵隊及び沿岸警備隊等に属する者）への軍属、商船の船員とその家族及び国外に居住する一般市民を対象とする在外投票に関する、全米から 11 か所のカウンターパーの 117 人（約 100 人、一般市民は四人）を対象に、小規模のインターネット投票を試験的に行なった（実際はインターネットを利用して投票したのは八四人）。その詳細については、Department of Defense Washington Headquarters Services Federal Voting Assistance Program, VOTING OVER THE INTERNET PILOT PROJECT ASSESSMENT REPORT, 2001 を参照された（なお、このプロジェクトを紹介する邦語文献については、田中寛昭「米国連邦国防総省におけるインターネット投票試験プロジェクト及び米国の電子投票機器の概要（上）」選挙五大卷大判 (11001 年) 119 頁がある。なお、このプロジェクトは、SERVE (Secure Electronic Registration and Voting Experiment) プロジェクトとして改組され、11000 年の大統領選挙（予備選挙及び本選挙）で、大规模の実験の実施を計画）（See (DOD Starts Secure Internet Registration And Voting Demonstration For 2004 Election, United States Department of Defense News Release, No. 384-03, June 2, 2003)）。

(41) Done, *supra* note (19), pp. 15-16.

(42) 在米日本人の主な投票方法には、「直書き式」、「ノックカード式」、「スチカーム方式」、「マークシールド方式」電子投票の五種類がある（Done, *supra* note (19), p. 16）。田中克彰「米国の選挙制度の概要と投票の実態について（四）」選挙五大七卷一册 (1100 日本) 11 大頁を参照）。それぞれの長所と短所については、鈴木省五「米国における電子投票の実態」選挙五大五册 (11001 年) 8 頁を参照された。また、11000 年の大統領選挙におけるノバー式投票の開票にあたってのトヨタ五郎 (11001 年) 参照された。また、11000 年の大統領選挙におけるノバー式投票の開票にあたってのトヨタ五郎 (11001 年) 参照された。

ブルは、国をあげての訴訟にまで至った。最終的には、連邦最高裁判所の判決 (Bush v. Gore, 531 U.S. 98 (2000)) によって解決したが、一か月以上も大統領が決まらないことによる大混乱は、全米で投票制度改革を加速させた原因となつた。なお、この訴訟に関する邦語文献として、松井茂記「ハッショウ裁判」(11001 年、日本評論社)、岡三尚也「最高裁、大統領を選ばれ（その一）及び（その二）」外交フォーラム四巻四号 (11001 年) 70 頁、五号 (11001 年) 80 頁、右崎正博「11000 年アメリカ大統領選挙管見、上及び下」法律時報七三卷三号 (11001 年) 九六頁、四号 (11001 年) 五〇頁、木南敦・久保文明・高橋和之・ターナー・H・トマス「選挙戦を通して観たアメリカ大統領制の特徴」ジャーリスト 119 大 (11001 年) 四四頁、寺尾美子「11000 年アメリカ大統領選挙と連邦最高裁」ジャーリスト 119 大七三頁、榎井英夫「アメリカ大統領選挙裁判（上）及び（下）」ジャーリスト 1101 号 (11001 年) 九四頁、1101 号 (11001 年) 一一四頁などがある。

(43) Done, *supra* note (19), p. 16.

(44) Ibid. の発想は、チャーチル・ムラード・ロバート (Vote.com) の社員であるディック (Dick Morris) の構想に通ずるところだが、彼は「やつては、わいど、マニターネットを活用して、有権者がインターネット投票を行ない、あるいは、マニターネット上の情報を把握しては法活動を行なうような社会が到来するかも知れない」と述べる (Dick Morris, Direct Democracy and the Internet, LOYOLA OF LOS ANGELS LAW REVIEW, 34, 2001, pp. 1033-54)。

(45) Done, *supra* note (19), pp. 16-17.

(46) Done, *supra* note (19), p. 17.

(47) California Internet Voting Task Force, A REPORT ON THE FEASIBILITY OF INTERNET VOTING, 2000, p. 31-32.

(48) Ibid., pp. 12-13.

(49) Ibid., p. 14.

(50) Ibid., p. 9.

(51) Ibid., p. 14.

(52) Ibid., pp. 15-30.

(53) Ibid., p. 28. 投票時に選挙人を不適な影響力から保護するため、合衆国のすべての州で、投票所付近での選挙運動を規制する法が制定される (See, Walker, *supra* note (12), pp. 747-69)。この規制は連邦最高裁判所により合憲と判断されており、合衆国が適用される。

- (59) 自書式を原則とする我が国の公職の選挙における投票でも、いわゆる電子投票によつて行なう場合は、記号式投票（公職選挙法第四六条の二）を行なうことになるため、自書を原因とする誤った投票、不完全な投票、あるいは無効な投票は、原則としてなくなる。すなわち、自書式投票に伴う投票のミスは、インターネット投票を導入せざとも、記号式投票を認めるだけで解決するのである。
- (60) インターネット投票の完全実施によつて、原則的には、投票所の設置は不要となるはずだが、インターネット投票を希望しない有権者の投票に対応する必要があるため、補完的に投票所を残し、あるいは、インターネットに容易に接続できない有権者のため、新たに投票用のキオスク端末等を設置せざるを得ない。したがつて、投票所管理事務を完全になくすことは不可能であると思われる。
- (61) その一方で、投票所への移動から解放された選挙人が、通勤やレジャーのために使用する自動車等による環境への負荷も、考慮されなければならない。
- (62) Done, *subra note* (19), p. 17.
- (63) 電子機器利用による選挙システム研究会「電子機器利用による選挙システム研究会報告書」(1999年) 11頁。
- (64) 電子機器利用による選挙システム研究会前掲注(63) 6頁。研究会のいう第一段階の電子投票の実現のためには、全国の選挙人情報を新たにネットワーク化し（もちろん、そのネットワークの安全性を確保しなければならない）、本人認証システムを構築し、あわせて候補者情報のネットワーク化も必要となる。なお、本稿でいうインターネット投票を実施するには、全国の選挙人情報を候補者情報を一元的に管理するネットワークシステムを構築する必要はない。
- (65) 田中前掲注(1) 五五頁。
- (66) 電子機器利用による選挙システム研究会前掲注(63) 六頁。
- (67) 電子機器利用による選挙システム研究会前掲注(63) 八頁。
- (68) 公開鍵暗号とは、暗号化と復号化で一对の異なる鍵を利用する方法である。暗号化鍵は公開され、復号化鍵は公開されない。一方の鍵から他方の鍵を導出することはできず、また、暗号化鍵によって暗号化された情報は、それと対になる復号化鍵でなければ復号化できない。なお、松本前掲注(18) 一二三頁、平田健治「電子認証」ジヨリリスト一二一五号六九頁も参考。
- (69) わが国における現在のインターネットの人口普及率は、総務省の調査によれば、推計で四四・〇%で、世帯普及率では六
- いるが（Burson v. Freeman, 504 U.S. 191(1992)），インターネット投票を実施すれば、このような物理的な距離を前提とする規制は、再考を余儀なくされるであろう。すなわち、インターネットに接続可能なすべてのノンポータルや携帯電話が投票所になりうるが、そのような電子機器すべてを潜在的な投票所と観念すれば（Walker, *supra note* (12), p. 738），ほぼすべての場所における選挙活動を規制しなければならないという不合理な状態となる。まだ、現在では、候補者や政党がインターネット上に政治活動（または選挙運動）のためのウェブサイトを設置するのが通例であるが、これらとサイバースペース上に設置される投票所（投票用ウェブサイト）との距離関係をどのように理解すればよいのか。さらに、政治活動・選挙運動ウェブサイト、バナー広告または電子メールから投票用ウェブサイトへのリンクを認めるかどうかも議論となるであろう（*Ibid.*, p. 739）。
- (54) California Internet Voting Task Force, *supra note* (47), pp. 22-23; pp. 26-28.
- (55) Internet Policy Institute, REPORT OF THE NATIONAL WORKSHOP ON INTERNET VOTING: ISSUES AND RESEARCH AGENDA, 2001.
- (56) *Ibid.*, p. 34. たゞ、報告書は、インターネット投票が認められる例外については、個別の事例」とに判断することが適切であると述べており、特に、海外に在住する軍人及び軍属のような特殊な有権者に対しても、インターネット投票は適切でないかもしないと述べている（*ibid.*）。
- (57) 例えば、先述のVIPの、会長のフィリップスとカリフ・オルニア州インターネット投票タスクフォースの委員長であるジニア・ヘンソン（David Jefferson）との共著になる報告書の中で、安全性と秘匿性の二つの技術的な側面に関連して、インターネット投票には問題があると指摘しており（Deborah M. Phillips and David Jefferson, VIP REPORT: IS INTERNET VOTING SAFE?, 2000），まだ、カリフォルニア工科大学＝マサチューセッツ工科大学投票技術研究プロジェクト（Caltech/MIT Voting Technology Project）も、インターネット投票には秘匿性の点で深刻な危険性があり、適切な基準が整備されねばでは実施すべきではないことを勧告している（Caltech/MIT Voting Technology Project, VOTING: WHAT IS WHAT COULD BE, 2001, pp. 42-47）。
- (58) わが国では、前述の在外選挙における郵便投票のほかに、対象を重度身体障害者、戦傷病者及び要介護者に限定した郵便等投票制度（公職選挙法第四九条二項）が存在するのみであるが、アメリカ合衆国では、郵便投票は比較的広汎に認められてくる。

○・H&Gである（いすれも）[1]〇〇一年末の数値（総務省「平成14年度版情報通信白書」（あくとうせこ、11〇〇年）四頁）。

- (70) アリゾナ州でのインターネット投票では、アップル社（Apple）の基本ソフトを使用している者や、古バージョンのトトーカやギフトを使用して投票する者が、インターネット投票を行なうことがであなかつたと言われてる（Phillips and Jefferson, *supra* note (57), p. 7; Deborah M. Phillips and Hans A. von Spakovsky, *Gauging the Risks of Internet Elections, COMMUNICATION OF THE ACM*, 44(1), 2001, p. 80）。しかしながら、インターネット投票を実施したアリゾナ州民主党やHNCシニア・ユニットの社員の事実を認めておらず、また、インターネット投票を失敗した者の数や失敗事例なども報告してこない（*ibid.*）。いのちうな観点などから、アリゾナ州でのインターネット投票について、透明性と公正性に疑問を呈するものとして、Larson, *supra* note (12), pp. 1813-14。

- (71) 芦部信喜=著（高橋和之=補記）『憲法〔第三版〕』（11〇〇年、岩波書店）一一三九頁、佐藤幸治『憲法〔第三版〕』（一九九五年、青林書院）一〇九頁。

(72) わが国では、疾病、負傷、妊娠もしくは身体障害のため、または産褥にあるため歩行が著しく困難な者を対象とする郵便等を利用した在宅投票制度が悪用され、一九五一年四月の統一地方選挙で大量の選挙違反が発生し、選挙無効なし当選無効の事件が続出したことがある（詳しくは、札幌地小樽支判昭和四九年一二月九日判時七六二号八頁（特に、一六頁以下）を参照）。インターネット投票も、在宅投票と同じく第三者立会いのない制度であるので、対象を限定しないインターネット投票が実現すれば、類似の違反事例が発生することが予想される。

- (73) 田中前掲注（1）五六頁。

- (74) 田中前掲注（1）五六頁。

(75) なお、インターネット投票の実施が平等選挙の原則に違反するかいなかについては、実施時におけるインターネットの普及率に連関する。前掲注（69）で挙げたとおり、現在、わが国では、人口のおよそ半数が、自宅や職場等でインターネットを利用可能な環境にある。この割合を多いと見るか少ないと見るかで、憲法適合性についての判断が分かれるであろう。もともとの点については、オオスク端末を設置するなど代替措置を講ずれば問題は解消される）、まだ、この数値は固定的なものではなく、将来的に上昇することが予測される数値であるので、この点はインターネット投票の致命的な問題点とはいえない。

- (76) California Internet Voting Task Force, *supra* note (47), p. 35.

- (77) See, Gibson, *supra* note (20), p. 570-71.  
 (78) 例えば、J. S. Mill（John Stuart Mill）が、次のように云う。「選挙人の大多数が、自分たちの政府に対する投票しようととするほど十分な関心をもたない場合、あるいは、とにかく投票しても、公共的動機によって投票しなかったり、金銭で投票を売ったり、自分たちを統治している人物や個人的理由から機嫌をとりたいと思う人物に、指示のままに投票するような場合には、代議制諸制度は、ふねかむ価値をもつものではなく、暴政または陰謀の手段にすぎないであら」（John S. Mill, *CONSIDERATIONS ON REPRESENTATIVE GOVERNMENT*, Parker, Son, and Bourne, 1861, p. 8（水田洋=訳『代議制統治論』（新波書店）一九九七年））（同上）。

(79) 熟慮と討議の民主主義理論などは共和主義の政治理論については、公法学及び政治学の立場から、その理論的探究に向けての意欲的な論考が示されている。いよいよ近年に発表されたものとして、新谷浩史「討議民主主義を巡る理論的考察」早稲田政治公法研究六九号（11〇〇年）一〇一頁、山本龍彦「アメリカ共和主義的憲法理論と人民投票制」法学政治学論究五五号（11〇〇年）一五七頁及び「アメリカ共和主義的憲法理論と議員の多選制限」法学政治学論究五七号（11〇〇年）一八九頁、石黒太「J. ローレルズの討議的民主主義理論」社学研論集（早稲田大学大学院社会系科学研究所）一四期（11〇〇年）四七頁、大林啓吾「熟慮民主主義理論に関する一考察」慶應義塾大学大学院法学研究科論文集第四回（11〇〇年）一〇三頁、「Deliberative Democracy 概観」社会システム研究（京都大学大学院人間・環境学研究科）大号（11〇〇年）一〇五頁、平地秀哉「熟慮と討議の民主主義理論」と司法審査（早稲田法学七八巻四号（11〇〇年）一五一頁などがある。なお、あわせて、拙稿「熟慮と討議の民主主義理論」法学政治学論究五八号（11〇〇年）三九頁も参照されたい。

- (80) Joshua Cohen, *Deliberation and Democratic Legitimacy*, James Bohman and William Rehg eds., DELIBERATIVE DEMOCRACY, MIT Press, 1997, p. 72.  
 (81) John T. Nockleby, *Why Internet Voting?*, LOYOLA OF LOS ANGELES LAW REVIEW, 34, 2001, p. 1029.  
 (82) *Ibid.*, p. 1030.

- (83) *Ibid.*

- (84) *Ibid.*

(85) 選挙権の法的性格を、選挙人としての地位に基づいて公職の選挙に関与しなければならないという国民の公務とみるか、国政への参加を国民に保障する権利とみるかにつれて、学説上争いがあるが、選挙権は権利と公務の二面性を有すると解す

るのが通説である（芦部前掲注（71）111頁、佐藤前掲注（71）108頁）。選挙権の法的性格を権利と解する見解に立てば、強制投票制は当然に憲法の趣旨に抵触する制度となる（辻村みよ子「憲法〔第二版〕」（1100四年、日本評論社）1151頁）。ただし、選挙の公務性を肯定しても論理必然的に強制投票制が許容されるわけではない（佐藤前掲注（71）111頁）。

(86) 投票を義務化した場合には、投票が形式化・形骸化するおそれがある（吉本紀「投票率向上に関する議論」レフアレンス四七巻一二号（一九九七年）八九頁、石上泰州「投票率に関する一考察」季刊行政管理研究八一号（一九九八年）一八頁）。なお、オーストラリアにおける義務投票制度<sup>67</sup>の「無思考の機械的投票（donkey vote）」の問題点については、久保信保・宮崎正壽「オーストラリアの政治と行政」（『ようぜい』、一九九〇年）156頁を参照されたい。

(87) See, *supra* note (76).

(88) 例えば、岡本哲和「11000年衆院総選挙における候補者ホームページの分析」レヴァイアサン＝九寺（11001年）1四一頁、岡本弘基「政党ウェブサイトの広告効果」日本選挙学会年報選挙研究一八号（11001年）一九〇頁、山本竜大「日本の国會議員ホームページ開設に関する要因分析」日本選挙学会年報選挙研究一八号一一四頁などを参照。

(89) 佐藤哲也「争点投票支援システムの提案とその評価」日本選挙学会年報選挙研究一八号一四八頁。

(90) 11001年七月に執行された第一回参議院議員通常選挙について行なわれた明るい選挙推進協会の調査によれば、選挙情報媒体としてのインターネット・ホームページへの接触率は21・0%であり、有用率は0・9%であった（明るい選挙推進協会『第19回 参議院議員通常選挙の実態——調査結果の概要——』（11001年）六五頁）。ただし、蒲島郁夫教授と石生義人助教授の分析によれば、インターネットの利用者が特に多い若年層の回答が調査においては十分に捕捉できなかつたため、「実際はもハ少し高い可能性がある」（同書六四頁）。また、インターネット・ホームページの選挙情報媒体としての効率性（有用率を接触率で除した商）は0・四五というきわめて高い数値を示していることも注目に値する（同書六六頁）。

(91) 討論型世論調査とは、統計的にサンプリングされた国民を、一定の場所に召集させ、詳細な資料を配布し、特定の政策課題について、小グループで議論を行なわせ、その問題に詳しい研究者・専門家あるいは実際の政策担当者に質疑の機会を与え、全体討議を行なうという過程を繰り返すものである。通常の世論調査とは異なり、実験の前後に参加者の選好を調査し、その変化に着目するものであり、すでに、イギリス、オーストラリア、アメリカ合衆国等において、110回以上も行なわれている。インターネットを利用した討論型世論調査の詳細については、Center for Deliberative Democracy and Political

Communications Lab (Stanford University), *First Online Deliberative Opinion Poll®: Reveals Informed Opinions on World Problems*, 2003 を参照ねだ。

(92) 曽根泰教「インターネット時代の合意形成」金子郁容=編『総合政策学の最先端II』（11001年、慶應義塾大学出版会）九九頁。

(93) Cass Sunstein, REPUBLIC, Com, Princeton University Press, 2001, p. 39 (田川幸憲=訳『インターネットは民主主義の敵か』（毎日新聞社、110011年）五六頁)。

〔脚記〕 脱稿後、SERVE ロゴマークへついて、投票の安全性、秘匿性及び完全性の観点から、合衆国国防総省が、11001年の大統領選挙におけるインターネット投票の実施を中止したとの報道に触れた（John Schwartz, *Online Ballots Cancelled For Americans Overseas*, NEW YORK TIMES, Feb. 6, 2004, p. A18; Dan Keating, *Pentagon Calls Off Voting by Internet*, WASHINGTON POST, Feb. 6, 2004, p. A12）。

柳瀬 昇（やなせ のぶる）

所属・現職 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科後期博士課程  
慶應義塾大学総合政策学部非常勤講師  
最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程  
所属学会 日本公法学会、日本公共政策学会  
専攻領域 憲法学、民主主義論、立法政策論  
主要著作 「公務員弾劾制度の研究序説」（慶應義塾大学大学院法学研究科修士論文、11001年）  
「熟慮と討議の民主主義理論—公法理論と政治理論との架橋に向けての試論的考察—」『法学政治学論究』第五八号（11001年）